

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百五の項中「結核病検査」を「結核検査」に、「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改める。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。